

(公社)自衛隊家族会茨城県自衛隊家族会の「会則」の改正案について(説明)

I 改正の趣旨

(公社)自衛隊家族会の定款との整合性、茨城県自衛隊家族会の現状への適合性の観点から検討し、必要な事項について修正・追加しました。また、円滑かつ効果的な事業運営のため地区自衛隊家族会及び会員の活動に当たり明確とすべき事項について必要事項を追加しました。以下、修正・追加した条項について説明します。

II 修正・追加した条項及び説明

1 (事業)第4条

- (1) 全般に(公社)自衛隊家族会の定款との整合する内容としました。
- (2) 県自衛隊家族会の現状に適合させるため「(5)会報等の発行及びインターネットのホームページの開設・更新」を追加しました。
- (3) 同じく、(6)項は国民運動の内容を「署名活動」に限定しました。
- (4) (8)の「協力団体の行う行事への協力」は現規則を踏襲しました。

2 (種別)第5条

- (1) (公社)自衛隊家族会の定款に従い、会員の地位を記載しました。
- (2) (1)項の正会員の説明で「父兄」とあるのを「家族」に修正しました。
- (3) (2)項の賛助会員に「法人若しくは団体」を追加しました。
- (4) (3)項の名誉会員に(公社)自衛隊家族会の定款に従い「学識経験者」を追加しました。

3 (入会)第6条、(会費)第7条、(退会)第8条

- (1) 入会、会費及び退会に関する手続等を明確にするため条項を追加しました。

4 (定足数)第16条

- (1) 総会及び理事会の開催を円滑かつ効果的にするため、地区自衛隊家族会長、理事及び監事の出席の義務及び出席できない場合の処置について記述しました。

令和6年10月2日

茨城県自衛隊家族会事務局

5 (地区自衛隊家族会)第23条

- (1) (公社)自衛隊家族会の定款に基づき、「県自衛隊家族会に所属する隊員は地区ごとに組織を設けることが出来る。」を記述しました。
- (2) 地区自衛隊家族会の事業活動の要領について記述しました。
- (3) 地区自衛隊家族会長の選出等の要領について記述しました。
- (4) 地区自衛隊家族会長の役割を記述しました。

6 (地区自衛隊家族会長の職務)第24条

- (1) 地区自衛隊家族会長の職務を記述しました。

7 (地区協議会)第25条

- (1) 現規則の地区協議会の設置に加え、地区協議会長の選出等の要領及び職務について記載しました。

8 (通信連絡)第26条

- (1) 事業活動を円滑かつ効果的に行うためには、県自衛隊家族会からの連絡等の情報を地区自衛隊家族会に適時に伝えるとともに地区自衛隊家族会からの回答等の情報を適時に収集することが必要不可欠であり、かつ、通信に充当できる経費も限定されることから、適応する通信連絡の手段として追加記述しました。

9 別紙第1、第2、第3

- (1) 「入会及び退会に関する手続等」に関する事項を明確にするために追加記述しました。

以上